

なごみ



第 212 号
2019年11月1日 発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

「違い」を「差別」 にしないために

最近 LGBT という言葉はよく耳にするようになったので、「ご存じの方も多いかもしれません。」

LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す言葉です。



無関心や、誤った認識で未だ、社会の多数派とは異なるものとして、差別や偏見を受けるなど苦しまれている人がいます。人は、一人ひとり違ってあたりまえなのに『違い』を理由に差別や、いじめをする人が、少なからずいます。そのため、性的少数者は、ありのままの自分を隠して、周りの人と同じような振りをしなくてはならないこととなります。

では、『違い』を『差別』にしないためにはどうすれば良いのでしょうか。『差別』はたとえその意識が無くても、常に差別を受ける側から気持ちを酌みとることが必要では無いでしょうか。

皆さんの周りにも、誰にも相談できず一人で見ている人がいるかもしれません。また、気付いてあげられないことで家族や友人、同僚などの前で無意識の内に、傷つけてしまっていることもあるかもしれません。

ありのままの自分を打ち明けることに抵抗や不安を感じず、カミングアウトできる社会になるよう、正しい知識を身につけ

けて、自分に関わる身近な問題として理解し、一日も早く差別の無い社会にしたいですね。

第19回 和東町人権を考える集い 12月7日(土)9:30~12:00

講師 * 仲岡 しゅんさん

「社会の隅っこに置かれた人々の味方になりたい」と弁護士を志し、知的障害者ヘルパーと学童保育の指導員を経て弁護士に

性的少数者については誤解も多く、生きづらさを感じています。皆さんが社会全体の課題と捉え、関心と理解をもってもらえるよう講演して下さいます。



みんなで築こう 人権のまちづくり

子どものLGBT問題について

性同一性障害や、同性愛などの性的少数者は、小学校～思春期の頃に、身体と心の性が一致しないことや、自身の性的指向について戸惑いや、不安を抱え、多数派とは異なることを自覚すると言われていました。学校の先生や、親など、大人にも、友人にも相談することが少ないことから、大抵の子どもは一人で抱えこんでしまいます。そのため、子ども達が一日の大半を過ごす教育現場で、日頃から相談しやすい環境を整えていくことが望まれています。また、相談を受けた時に、受け身の対応にならないよう、教職員の理解を深めるなど、人権教育が実施されています。

また、学齢期の早い段階で、自己肯定感を持てるような情報を伝えることや、適切な人権教育をすることが大切です。

性別に違和感を持つ子どもは、学校生活で孤立し、いじめのリスクが高く、深刻ないじめを5年以上にわたり受けることが多いと言われていました。また、同性愛者であることを打ち明けたら、差別的なことを言われるなど、さまざまな困難から不登校になる子どももいます。

社会には男性と女性しかおらず、異性を好きになるのが当たり前であるという固定観念が性的少数者を苦しめています。色んな人が居て当たり前。価値観や考え方に広がりを持ち「性」の多様性を尊重できる社会にしていくことが大切です。

LGBTに関する正しい知識を持つことは、偏見を無くし、性的少数者である子どもたちを守る為の第一歩です。

人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

11月の相談日

● 月日：11月27日（水）

● 時間：午後1時30分から

4時まで

● 場所：人権ふれあい

センター

また、人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター）

TEL 7834888

FAX 7830212